

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する告示

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成6年消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

18を次のように改める。

18 応急手当推奨事業所の認定

応急手当推奨事業所は、次の各号の全てに該当する事業所のうちから適当と認められるものについて消防長が認定する。

- (1) 雇用する従業員数が10人以上の事業所で、この要綱の目的に賛同し協力できる事業所
- (2) 次に掲げる場合に応じ、それぞれの時期において、雇用する全従業員の半数以上が4に規定するいずれかの講習を修了している事業所
  - ア 19に規定する認定の場合 当該申請日前の1年以内
  - イ 19に規定する更新の場合 **22に規定する認定証の有効期限内**

附 則（令和2年3月1日消防本訓令甲第5号）

この訓令は、令和2年3月1日から施行する。